

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年9月16日 19時00分ごろ
発生場所	鹿児島県肝付町火埼南方沖 火埼灯台から真方位357° 300m付近 (概位 北緯31° 17.0′ 東経131° 07.8′)
事故の概要	漁船 寿丸は、航行中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年9月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 寿丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-60328（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 2、視界 不良 海象：うねり 波向 北西、波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えて帰航を開始して、船長が、手動操舵により約5～6ノットの対地速力で水深約10m以上ある場所をGPSプロッターの画面を見ながら北西進中、雨で次第に視界が悪くなり、突然船尾船底に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、海中の浮流物か何かに当たったと思い、機関を中立運転として漂泊し、浸水等がないか確認した後、GPSプロッターの画面で船位を確認したところ、左方の陸岸に圧流されていることに気付き、主機を前進として右舵を取ったが舵が効かず、本船は、圧流され、岩場に乗り揚げた。</p> <p>救命胴衣を着用していた船長は、本事故後、岩場に上陸して携帯電話で知人に連絡し、知人の船で救助され、翌日、所属する漁業協同組合を通じて海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、本事故後、岩場から引き出すことができず、本事故発生場所付近で解体された。</p> <p>船長は、本事故当時、見えない海中の浮流物等を予測することは困難だが、舵が効かずに圧流された際に、アンカーを入れれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、船長が、航行中に船尾船底に衝撃を感じた際、機関を中立運転とし、浸水等がないかを漂泊して確認していたことから、圧流されて陸岸に近付く態勢となり、付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、船長が、航行中に船尾船底に衝撃を感じた際、機関を中立運転とし、浸水等がないかを漂泊して確認していたため、本船が圧流されて陸岸に近付く態勢となり、付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漂泊して浸水等を確認する場合、圧流されることがあるので、波の状況等を確認してアンカーを使用すること。・ 船長は、事故後、速やかに海上保安庁に事故の発生を通報すること。